

やった！組合の要求実現！！



その1 パート契約職員の 病気休暇の拡大 実現！

現行 パートタイム契約職員 週5日
以上の勤務者のみ、

一の年度内 **10**日 無給休暇

2015/4/1より

一の年度内 **60**日 無給休暇

※ 病気休暇が連続して1週間(休日を含む7日間をいう。)を超える場合は、医師の診断書の提出が必要です。【常勤職員と同様】「この1週間を超える」は同一の病因での適用です。1週目と2週目が違う病気の場合は適用外です。

	一の年度における付与日数
週5日勤務	60日
週4日勤務	48日
週3日勤務	36日
週2日勤務	24日
週1日勤務	12日

※表中日数はすべて「勤務日」。不連続取得可。

上記日数60日は週5日勤務の者についての記載。勤務日数に応じて左記に定める日数を付与。

団交開催日
12/8(月)
第85回
団交

1/19(月)
第86回
団交

2/2(月)
第87回
団交

2/9(月)
第88回
団交

2/23(月)
第89回
団交

3/5(木)
第90回
団交

その2 契約職員への一時金支給 実現！

2015年3月末までに支給

契約職員への一時金支給 例 …それぞれ個人によって支給額は異なります。

	職名	職種名称	号俵	(単位 円)		
				(a) 1週間時間	(b) 在職月数	(e) 支給額
1	教育研究補助職員	パートタイム 契約職員	6	35	12	20,160
2	契約一般職員		1			20,160
3	契約一般職員		5			18,480
4	契約技能員		1			20,160
5	契約用務員		2			20,160
6	契約環境整備員		1			20,160
7	特任教授	フルタイム 契約職員	11	12	200	2,400
8	特任助教		5			25,200
9	病院助教		3			19,200
10	研究員		2			28,800
11	契約一般職員		2			24,000
12	契約薬剤師		3			22,800

※(e)支給額の算出方法 (正確には以下の算出式)
 ・パートタイム契約職員: (e) = (c) × (a) × 4(週) × (b)
 ・フルタイム契約職員: (e) = (d) × (b)

【契約職員に対する一時金の算出式】

パートタイム 勤務者	① 最新の常勤職員の 本給月額(H26.12 現在)	② 現在の本給の根拠 となった常勤職員の 本給月額(H22. 4.1以降変更なし)	③ 12ヶ月 (38時間45分×92週)	④ 所定労働時間数(H26.4.1~H27.3.31) ※3月は見込み	⑤ (①-②)×③×④ = 一時金支給額
フルタイム 勤務者	① 最新の常勤職員の 本給月額(H26.12 現在)	② 現在の本給の根拠 となった常勤職員の 本給月額(H22. 4.1以降変更なし)	③ 在籍月数【最大12 月】(H26.4.1~ H27.3.31)	④ (①-②)×③ = 一時金支給額	

これを到達点とせず、
今後ともさらなる待遇
改善を目指して粘り強い
交渉を続けます！

